第二百十四号議案

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和六十年東京都条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項の表東京都立精神保健福祉センターの項位置の欄を次のように改める。

東京都台東区下谷一丁目一番三号

附　則

この条例は、平成三十一年三月四日から施行する。

（提案理由）

東京都立精神保健福祉センターの移転に伴い、位置を改める必要がある。